

障害者に係る自動車税・自動車取得税の減免手続きについて

平成 22 年度から必要書類などが一部変更になりました。



1 減免の対象となる障害

身体障害者福祉法施行令第 36 条の障害に「**肝臓機能障害**」が加わり，障害程度の 1 級から 3 級までが減免対象となりました。(平成 22 年 4 月 1 日付けで肝臓機能障害により身体障害者手帳を新たに交付され，又は身体障害者手帳に追記された方は，平成 22 年度分から減免申請ができます。)

2 手続きに必要なもの

- 障害者手帳（原本）
- 運転免許証（写しの場合は両面）
- 納税義務者の印鑑（認め印可）
- 納税通知書



減免申請書（県税事務所で配付しています。また，茨城県税務課ホームページ上でダウンロードすることもできます。）

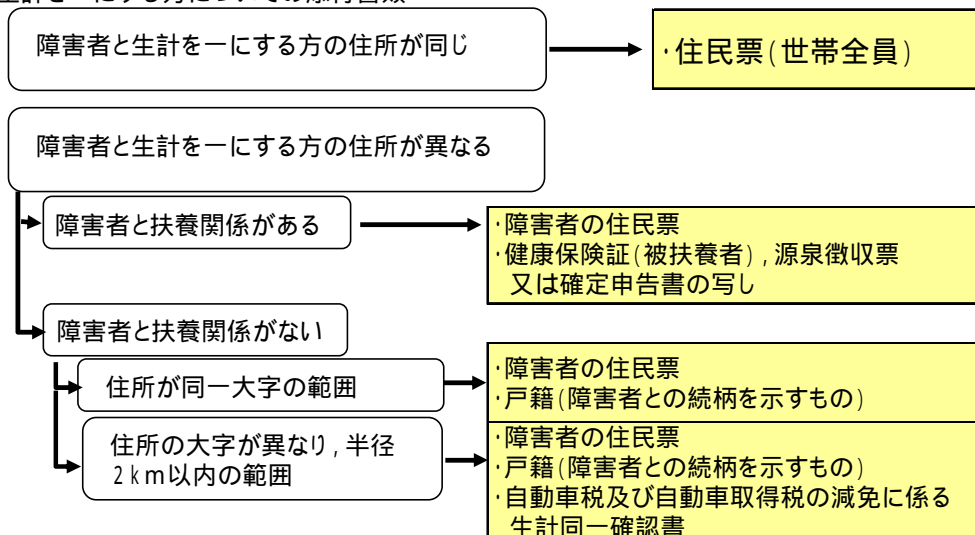
その他の書類（自動車の所有者や運転者により異なります。）

ア 障害者が自動車を所有し自ら運転する場合，その他の書類は必要ありません。

イ 障害者と生計を一にする方が自動車を所有または運転する場合

下表のとおり添付書類が必要になります。(通院等の証明書を市町村へ提出し「生計同一証明書」をとる必要はなくなりました。なお，平成 22 年 3 月 31 日以前に取得しているものは同年 5 月 31 日までに限り有効です。)

生計を一にする方についての添付書類



健康保険被保険者証 (家族(被扶養者))

氏名: 健保 花子 (性別: 女)

生年月日: 昭和 51 年 10 月 22 日

被保険者氏名: 健保 太郎

事業所所在地: 茨城県 〇〇市 〇〇区 〇〇町 〇〇番 〇〇号

事業所名称: 〇〇株式会社

保険者番号: 〇 1 〇 1 〇 〇 1 1

注) 後期高齢者医療被保険者証は，扶養関係が確認できないため，使用できません。

平成 20 年分 給与所得の源泉徴収票

氏名	日本 太郎		氏名(フリガナ)	ニホシ タロウ	
住所又は居所	茨城県 〇〇市 〇〇区 〇〇町 〇〇番 〇〇号				
給与	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額	
	① 6,000,000	② 4,260,000	③ 1,950,000	④ 184,800	
控除の特典	控除の額	控除後の金額	控除後の金額	控除後の金額	
扶養親族の控除	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	
障害者の控除	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	
社会保険料等の金額	760,000	760,000	760,000	760,000	
特別控除の額	50,000	50,000	50,000	50,000	
年調定率減税額	46,200	46,200	46,200	46,200	
妻: 花子 子: 次郎					
支払者	〇〇株式会社 (電話)				

< 障害者が福祉施設に入所している場合 >

週に1度(又は月4度)以上、福祉施設に入所している障害者の一時帰宅や通院等の送迎のために、障害者と生計を一にする方が運転する場合は、減免対象となりました。申請には次の書類が必要となります。

- ・ 障害者の住民票
- ・ 「一時帰宅等証明書(減免申請書裏面)」(福祉施設で証明を受けてください。)
- ・ 健康保険証(被扶養者)、源泉徴収票(扶養者)、確定申告書(扶養者)又は施設入所申込書等で障害者と生計を一にする方が確認できる書類のいずれかの写し

ウ 障害者のみの世帯の方が所有する自動車で、週に3日以上障害者のために当該自動車を運転する場合

- ・ 常時介護証明書(通院等の証明書を市町村へ提出する必要があります。)
- なお、障害者のみの世帯に加えて、70歳以上の方と障害者又は未成年者と障害者のみで構成される世帯も減免の対象となりました。

3 申請期間

すでに所有している自動車の場合

4月1日から5月31日まで

(申請期限を経過したときは、翌年度の申請扱いとなります。)

これから登録する自動車の場合

登録した日から30日以内

(登録日の後に申請するときは、登録時に納付し、後日還付を受けることとなります。)

4 自動車の買換えについて

既に減免を受けている自動車がある場合、新しく登録する自動車を対象に減免申請する際には、既に減免を受けている自動車を「抹消登録」又は「移転登録」することが必要です。

(注1) 既に減免を受けている自動車を同一住所の方へ移転登録した場合は、減免申請できません。

(注2) 既に減免を受けている自動車の登録日から1年以内に、新たに減免申請する場合は、既に減免を受けている自動車を抹消登録する必要があります。

5 お問い合わせ

不明点などは最寄りの県税事務所へお問い合わせください。

自動車の保管場所	担当県税事務所	電話	所在地
水戸市、笠間市、小美玉市、東茨城郡	水戸県税事務所	029-221-6768	〒310-0802 水戸市柵町1-3-1 水戸合同庁舎1階
日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、那珂郡、久慈郡	常陸太田県税事務所	0294-80-3314	〒313-8666 常陸太田市山下町4119 常陸太田合同庁舎1階
鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市	行方県税事務所	0299-72-0482	〒311-3893 行方市麻生1700-6 行方合同庁舎1階
土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、稲敷郡、北相馬郡	土浦県税事務所	029-822-7208	〒300-0051 土浦市真鍋5-17-26 土浦合同庁舎分庁舎1階
古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、桜川市、結城郡、猿島郡	筑西県税事務所	0296-24-9190	〒308-8511 筑西市二木成615 筑西合同庁舎1階